機等を使用して製造したもの、又は天日干し等簡易な方法により製造したもので、一般消費者向けに容器に入れられた又は包装されたもので、犬の飲食に供するもの又は猫の飲食に供するものをいう。	用して製造した犬及び猫の食用に供するもの（以下「ペットフード」という。）をいう。
2　この規約において「事業者」とは、ペットフードの製造業者、輸入業者又は販売業者をいう。	2　この規約において「事業者」とは、ペットフードを製造又は輸入して販売する者及びこれらに準ずる者をいう。
3　（略）	3　（略）

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示の日から施行する。

二　ペットフードの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第３条**　この規約において「ペットフード」とは、穀類、いも類、でん粉類、糖類、種実類、豆類、野菜類、果実類、きのこ類、藻類、魚介類、肉類、卵類、乳類、油脂類、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、その他の添加物等を原材料とし、混合機、蒸煮機、成型機、乾燥機、加熱殺菌機、冷凍機等を使用して製造したもの、又は天日干し等簡易な方法により製造したもので、一般消費者向けに容器に入れられた又は包装されたもので、犬の飲食に供するもの又は猫の飲食に供するものをいう。	（定義） **第３条**　この規約において「ペットフード」とは、穀類、デンプン類、糟糠類、糖類、油脂類、種実類、豆類、魚介類、肉類、卵類、野菜類、乳類、果実類、きのこ類、藻類、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、その他の添加物等を原材料とし、混合機、蒸煮機、成型機、乾燥機、加熱殺菌機、冷凍機等を使用して製造したもの、又は天日干し等簡易な方法により製造したもので、犬の飲食に供するもの（以下「ドッグフード」という。）又は猫の飲食に供するもの（以下「キャットフード」という。）をいう。
2　この規約において「総合栄養食」とは、毎日の主要な食事として給与することを目的とし、当該ペットフード及び水のみで指定された成長段階における健康を維持できるような栄養的にバランスのとれたものであって、ペットフードの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定める栄養成分等に関する運用基準を常に満たすものをいう。	
3　この規約において「間食」とは、おやつ、褒美、又はコミュニケーションの手段として、時を選ばず給与することを目的としたものをいう。	
4　この規約において「療法食」とは、栄養成分の量や比率が調節され、特定の疾病又は健康状態にあるペットの栄養学的サポートを目的に、獣医療において獣医師の指導のもとで食事管理に使用されることを意図したものをいう。	
5　この規約において「その他の目的食」とは、特定の栄養成分等の調節・補給又は嗜好増進として与えることなどを目的としたものであって、総合栄養食、間食及び療法食以外のものをいう。	
6　この規約において「事業者」とは、ペットフードの製造業者、輸入業者又は販売業者をいう。	2　この規約において「事業者」とは、ペットフードを製造又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。
7　この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第２条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第３号）第２項に指定するものであって、施行規則に定めるものをいう。	3　この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第２条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第３号）第２項に指定するものであって、ペットフードの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるものをいう。
（必要表示事項） **第４条**　事業者は、施行規則に定めるところにより、ペットフードの容器又は包装に、表示した文字が鮮明に識別できるよう、次に掲げる事項を外部から見やすいところに邦文で明瞭に表示しなければならない。	（必要な表示事項） **第４条**　事業者は、小売用の容器に入れられ又は包装を施されたペットフードを製造又は販売する場合には、その容器又は包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で明りょうに表示しなければならない。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　ペットフードの目的	⑵　ペットフードの目的 （総合栄養食、間食、その他の目的食の別）
⑶～⑼　（略）	⑶～⑼　（略）
（総合栄養食の表示基準） **第５条**　事業者は、前条第２号の規定によりペットフードの目的として総合栄養食の表示をする場合には、次の各号の表示事項を施行規則に従い表示しなければならない。	（総合栄養食の表示基準） **第５条**　この規約において「総合栄養食」とは、ペットフードのうち、犬又は猫に毎日の主要な食事として給与することを目的とし、当該ペットフードと水だけで指定された成長段階における健康を維持できるような栄養的にバランスのとれた製品であって、施行規則に定める栄養成分等の基準を満たすものをいう。
⑴　ペットフードが適用される犬又は猫の成長段階	2　事業者は、前条第２号の規定によりペットフードの目的として、「総合栄養食」を表す旨の表示をする場合には、当該ペット
⑵　「総合栄養食」である旨の表示	